

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年3月31日 |
| 【事業年度】 | 第15期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ドラフト |
| 【英訳名】 | D R A F T I n c . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 山下 泰樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南青山五丁目6番19号 (注)2022年12月27日に本店を移転しております。 |
| 【電話番号】 | 03 - 5412 - 1001 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 上級執行役員 熊川 久貴 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山五丁目6番19号 |
| 【電話番号】 | 03 - 5412 - 1001 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 上級執行役員 熊川 久貴 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 |
| 売上高 (千円) | 4,696,689 | 6,041,542 | 4,313,962 | 8,032,744 | 8,287,762 |
| 経常利益 (千円) | 365,754 | 464,043 | 354,696 | 947,032 | 87,592 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 260,692 | 297,513 | 240,475 | 574,672 | 21,116 |
| 包括利益 (千円) | 265,395 | 297,290 | 241,238 | 576,118 | 26,223 |
| 純資産額 (千円) | 402,771 | 1,731,654 | 1,947,085 | 3,009,573 | 2,994,722 |
| 総資産額 (千円) | 2,171,653 | 4,571,602 | 3,690,582 | 5,840,407 | 5,724,932 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 53.70 | 193.70 | 210.47 | 299.27 | 296.79 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 34.76 | 39.36 | 26.58 | 61.97 | 2.10 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | - | 39.29 | 25.94 | 61.67 | 2.10 |
| 自己資本比率 (%) | 18.5 | 37.9 | 52.8 | 51.4 | 52.0 |
| 自己資本利益率 (%) | 86.4 | 27.9 | 13.1 | 23.2 | 0.7 |
| 株価収益率 (倍) | - | 11.65 | 43.87 | 10.23 | 180.66 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 106,344 | 107,192 | 338,618 | 1,253,697 | 207,655 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 112,769 | 10,525 | 829,199 | 555,416 | 587,476 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 453,314 | 1,151,682 | 178,141 | 246,253 | 152,220 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 828,076 | 1,862,012 | 1,193,431 | 2,138,161 | 1,495,635 |
| 従業員数 (人) | 117 | 144 | 152 | 168 | 183 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |

- (注) 1. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2020年3月17日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
3. 第11期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
4. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
5. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
6. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
7. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
8. 従業員数は、就業人員であります。
9. 第13期は、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となっております。
10. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|---------------------------------------|---------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|
| 決算年月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 |
| 売上高 (千円) | 4,696,689 | 6,041,542 | 4,313,962 | 8,032,744 | 8,287,762 |
| 経常利益 (千円) | 305,728 | 445,955 | 348,845 | 933,207 | 80,478 |
| 当期純利益 (千円) | 217,286 | 282,875 | 237,031 | 563,892 | 17,915 |
| 資本金 (千円) | 20,000 | 543,296 | 548,272 | 807,009 | 807,061 |
| 発行済株式総数 (株) | 75,000 | 4,470,000 | 9,251,000 | 10,036,800 | 10,040,000 |
| 純資産額 (千円) | 355,206 | 1,669,673 | 1,880,897 | 2,931,159 | 2,908,001 |
| 総資産額 (千円) | 2,149,155 | 4,548,798 | 3,671,376 | 5,820,372 | 5,750,048 |
| 1株当たり 純資産額 (円) | 47.36 | 186.76 | 203.32 | 291.45 | 288.16 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円) | 200.00 (-) | 8.00 (-) | 4.00 (-) | 5.00 (-) | 5.00 (-) |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 28.97 | 37.42 | 26.20 | 60.81 | 1.78 |
| 潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円) | - | 37.35 | 25.57 | 60.52 | 1.78 |
| 自己資本比率 (%) | 16.5 | 36.7 | 51.2 | 50.3 | 50.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 78.1 | 27.9 | 13.4 | 23.5 | 0.6 |
| 株価収益率 (倍) | - | 12.25 | 44.50 | 10.43 | 212.93 |
| 配当性向 (%) | 6.9 | 10.7 | 15.3 | 8.2 | 280.2 |
| 従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人) | 89 (-) | 116 (-) | 124 (-) | 140 (-) | 144 (-) |
| 株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指数) (%) | - (-) | - (-) | 255.2 (193.0) | 140.2 (159.3) | 85.9 (117.8) |
| 最高株価 (円) | - | 1,231 | 1,330 (3,365) | 1,224 | 708 |
| 最低株価 (円) | - | 870 | 1,000 (852) | 634 | 377 |

- (注) 1. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2020年3月17日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
3. 第11期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
4. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
5. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
6. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
7. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
8. 従業員数は、就業人員であります。
9. 第11期及び第12期までの株主総利回り及び比較指標については、2020年3月17日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。第13期の株主総利回り及び比較指標は2020年3月期末日を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(グロース市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

なお、2020年3月17日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

11. 第13期の株価については、株式分割（2020年12月15日付で1株を2株とする）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
12. 第13期は、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となっております。
13. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

2【沿革】

| | |
|----------|---|
| 2008年4月 | 東京都新宿区市谷左内町にオフィス内装事業を目的とした株式会社ドラフトを設立 |
| 2010年11月 | 東京都渋谷区神山町へ本社を移転 |
| 2012年4月 | 家具、インテリア用品等の企画・販売を目的とした株式会社ディーパブリックを子会社として設立 大阪府大阪市北区中之島に大阪支社を設置 |
| 2013年1月 | 東京都新宿区四谷へ本社を移転 |
| 11月 | 3D画像等の製作を目的としたD-RAWRITE INC.（フィリピン）を子会社として設立（現 連結子会社） |
| 12月 | 中国での事業展開を目的とした独到装飾芝木設計（上海）有限公司（中国）を子会社として設立 |
| 2016年10月 | 東京都渋谷区神宮前へ本社を移転 |
| 2018年2月 | 独到装飾芝木設計（上海）有限公司を清算 |
| 3月 | 株式会社ディーパブリックを吸収合併 |
| 5月 | 大阪府大阪市中央区南船場へ大阪支社を移転 |
| 2020年3月 | 東京証券取引所マザーズへ上場 |
| 2021年4月 | 株式会社サティスワンを吸収合併 |
| 2021年12月 | 福岡県福岡市中央区天神に福岡支社を設置 |
| 2022年2月 | 3D画像等の製作を目的としたD-RAWRITE d.o.o. Beograd（セルビア）を子会社として設立（現 連結子会社） |
| 2022年4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行 |
| 2022年12月 | 東京都港区南青山へ本社を移転 |

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ドラフト）並びに連結子会社であるD-RAWRITE INC.及びD-RAWRITE d.o.o. Beogradにより構成されております。

（1）事業の内容

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。

「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、HX（ヒューマン・エクスペリエンス）（注1）を向上させる空間の創造を通じて、この経営理念の実現を目指しております。

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や働き方改革の推進などを背景に、多様なワークスペースや住環境のニーズが顕在化しております。特に新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化は、空間の在り方とその空間での過ごし方を根本から問い直す社会課題ともなっており、時代に適したより快適な空間の需要はかつてない高まりをみせております。さらにテレワークの普及、スマートシティやスーパーシティなど地方創生の活性化等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、エリアデザインを含むデザイン事業への期待は主要都市だけでなく地方都市にも拡大しております。

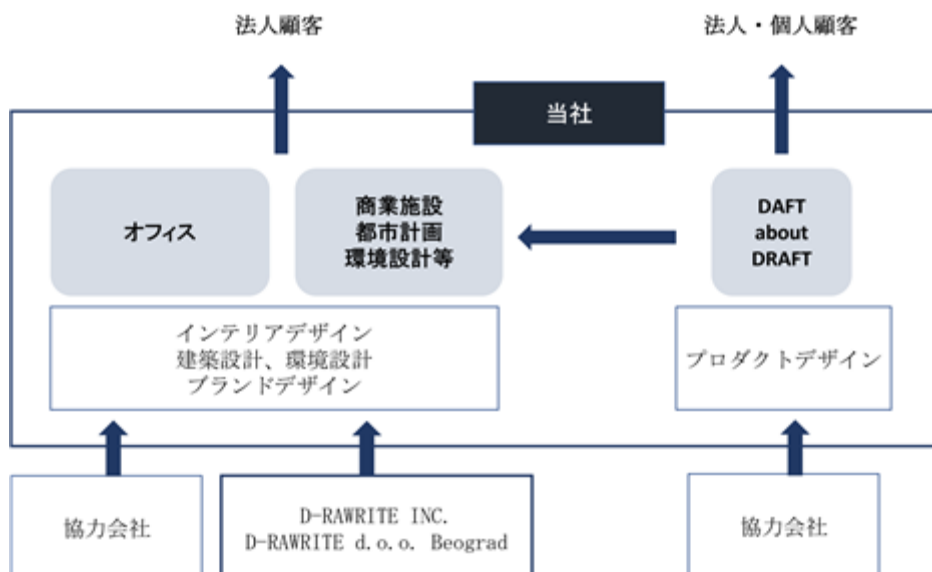
このような状況を背景として、当社グループの事業領域はオフィスや商業施設のインテリアデザインから、プロダクト、ブランディング、さらには建築設計、複合施設的环境設計（注2）、都市計画まで拡大しており、幅広い領域のデザインを手掛けております。

当社グループは、グループ従業員の過半がデザイン関連組織に所属します。これらデザインチーム、プロジェクトマネジメント（注3）チーム及びコンストラクションマネジメント（注4）チームが連携して、インテリア・建築設計といった多様な空間の企画、デザイン、設計、デザインビルド（企画・デザイン～デザインプランの具現化）等に当たっております。デザインビルド業務においては、プロジェクトマネジメント及びコンストラクションマネジメントまでを行っており、外部協力会社と連携して、工程管理・コスト最適化・品質管理等を実施します。

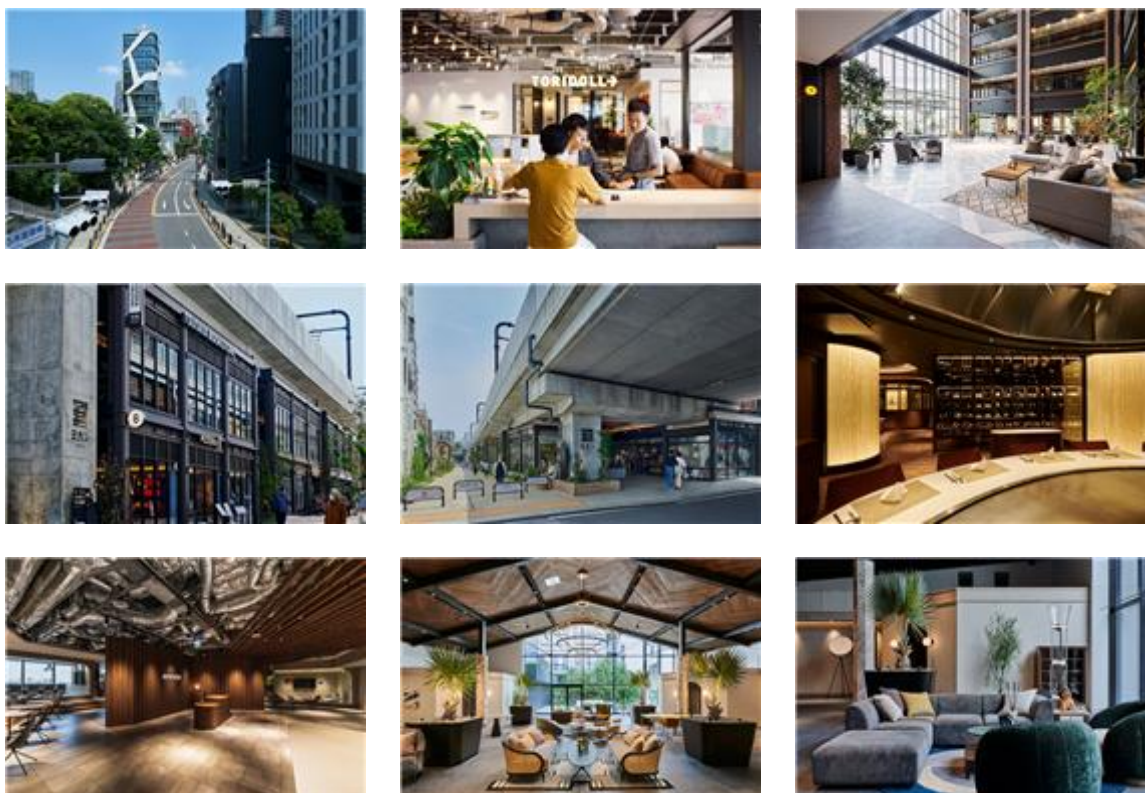
また、連結子会社であるD-RAWRITE INC.はフィリピンにおいて、D-RAWRITE d.o.o. Beogradはセルビアにおいて、当社が発注する3Dイメージパス（注5）等の製作を行っております。クライアント企業へのプレゼンテーション等で使用する3Dイメージパスの製作には多大な時間を要します。これを優秀なエンジニアが多数存在するフィリピン及びセルビアで内製することにより、ノウハウ・スキルの蓄積による品質の向上、業務の効率化及びコスト削減を実現しております。

なお、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（事業系統図）



< デザインの事例 >



(2) 事業の特色

当社グループは、主要事業領域であるインテリア・建築デザインのプロジェクトをレギュラープロジェクト（受注型案件）、プロポーザルプロジェクト（提案型案件）、リーディングプロジェクト（新領域への挑戦案件）の3つに分類し、異なるプロジェクトの相乗効果によって収益基盤の強化と新たな領域への拡大を進めております。

レギュラープロジェクトは業績の基盤を形成するもので、これまで当社グループが実施してきたオフィス、ビル、商業施設等におけるインテリア・建築デザインの受注型業務が中心となります。リーディングプロジェクトは当社グループのブランド構築に資する先端的なアイデアによる新しい分野への取り組みで、社内組織である「山下泰樹建築デザイン研究所」が牽引する領域です。プロポーザルプロジェクトは両者の中間に位置し、従来型の業務と先端的取り組みの橋渡しとなるプロジェクトを指します。リーディングプロジェクトの取り組みが先進的な挑戦型事業として実現し、さらに一般のクライアント対応業務に反映して次の収益基盤となっていく（レギュラープロジェクト化）、といった相互連携による事業の拡大を目指しております。

例えば、当社グループが2022年より取り組む「臨港パークプロジェクト（仮称）」（注6）は、既存の公園のリデザインにより新しい価値を創出するという先進的な取り組みです。「山下泰樹建築デザイン研究所」がデザイン・設計を手掛けた先鋭的な木造施設を横浜市が保有する臨港パークに建設し、この施設を中心に当社グループが主体となってパークの活性化を進めます。これは、デザインを基軸とした新しいエリアマネジメントという形であり、このモデルを全国に展開することで、地方創生と当社グループの将来的な事業拡大を実現したいと考えております。

また、プロポーザルプロジェクトとして、2022年8月に新しいライフスタイルブランド「DAFT about DRAFT」をローンチいたしました。「DAFT about DRAFT」は、当社グループが世界からセレクトした優れた家具及び当社グループ代表の山下がデザインしたラグジュアリー家具のブランドで、表参道にフラッグシップストア兼ショールームをオープンいたしました。「DAFT about DRAFT」の家具を当社グループが受注するデザイン・設計に取り入れてよりよい空間、より快適な空間の実現を目指すだけでなく、一般生活者にも販路を広げることで、当社グループの知名度の向上を図っております。

このように高いクリエイティビティを背景としたデザインを基軸として、様々な領域で新たな事業を創出することに当社グループの事業の特色があります。

< 臨港パークプロジェクト（仮称） >



用語解説

- (注) 1. 当社グループでは、その空間にいる人々の心地よい体験や満足感を表現する言葉としてヒューマン・エクスペリエンスを使用しております。
2. 環境設計とは、オフィスビルディング、商業施設等のエントランス・ロビー・エレベーターホール・周辺植栽等共用スペース、又は建物各階の共通デザインコンセプトの立案、設計及び施工等の業務を指します。環境設計の良し悪しが、当該建築物のブランドイメージを左右することとなります。
3. プロジェクトマネジメントとは、プロジェクトの全体計画を立案し、コスト・資源・時間を総合的に管理してプロジェクトを完了へ導くコントロールを指します。
4. コンストラクションマネジメントとは、プロジェクトの全体計画に従い、主にコスト及び外注管理を行って事故なく、計画どおりにプロジェクトを完了させるコントロールを指します。
5. 3Dイメージパースとは、図面をもとに作成する建物の外観や室内の完成予想画像で、クライアントと完成イメージを共有する上で非常に重要なツールです。当社グループでは、連結子会社であるD-RAWRITE INC. 及びD-RAWRITE d.o.o.Beogradにおいて、質の高い立体的な3Dイメージパースを製作しております。
6. 「臨港パークプロジェクト(仮称)」は、横浜市臨港地区の活性化を目的とした取り組みで、複合施設のデザイン・設計及び建設、並びに複合施設を含むエリア全体の運営を企画・実施する予定です。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合又は被所有割合(%) | 関係内容 |
|-----------------------------|------------------|-----------------------|----------|--------------------|-----------------|
| (連結子会社) | | | | | |
| D-RAWRITE INC. | フィリピン・セブ州 | 1,000千 フィリピン・ペソ | デザイン事業 | 100.0 | 役員の兼任1名 業務委託 |
| D-RAWRITE d.o.o. Beograd | セルビア・ベオグラード 市 | 35,300千 セルビア・ディナール | デザイン事業 | 100.0 | 役員の兼任1名 業務委託 |

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。
3. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

| 従業員数(人) |
|---------|
| 183 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 144 | 31.0 | 3.7 | 5,466 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しております。

当社グループは、インテリア、建築、プロダクトから企業ブランディングの領域まで、デザインを軸に分野横断的に事業を展開しており、オフィス・商業施設・都市全体等のデザインを通じて、企業や社会の課題解決に取り組んでおります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業拡大、企業価値向上を目指し、売上高及び売上高経常利益率を経営における重要な指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、オフィス空間のデザインから事業をスタートし、デザインを基軸に事業領域を拡大してまいりました。現在、デザインの対象領域は商業施設、建物全体のコンセプト開発や環境設計、都市計画における建築デザインにまで広がっており、また、受注する案件も大型化が進んでおります。

このような中、当社グループは、プロジェクト（実施業務）を「レギュラープロジェクト」「プロポーザルプロジェクト」「リーディングプロジェクト」の3つに分類し、これらの相互作用による収益化と価値創造の両立を目指しております。

「レギュラープロジェクト」はクライアントからの依頼により獲得する受注型プロジェクトで、高い評価を得ているオフィスデザイン等、当社グループの業績の基盤を形成しております。「リーディングプロジェクト」は大規模な建築コンペティションや設計競技を通して挑戦するプロジェクトで、新たなデザイン領域を開拓し、当社グループの設計技術及びブランド価値を向上させる取り組みです。「プロポーザルプロジェクト」は、「レギュラープロジェクト」と「リーディングプロジェクト」の中間に位置し、当社グループが自ら企画・提案し、場合によっては先行投資を行うプロジェクトで、受注型とは異なる収益モデルを実現いたします。例えば、「リーディングプロジェクト」による先鋭的デザインが「プロポーザルプロジェクト」として事業化され、さらには「レギュラープロジェクト」として収益基盤を支える事業となる、といった循環を目指しております。



このような成長を支えるため、「(4) 経営環境及び会社の優先的に対処すべき課題」に記載した事項の他、「山下泰樹建築デザイン研究所」の設立による専門性向上と先端技術研究の推進、子会社（セルビア共和国）の設立による3Dデザイン機能の強化、福岡オフィスの新設による西日本エリアの事業対応力の整備等を進めております。また、当社グループでクリエイションと呼称する実験的な企画提案を加速してまいります。クリエイションの1つの事例が横浜市臨港地区の活性化のために当社グループが提案した「臨港パークプロジェクト（仮称）」であり、先進的な木造複合施設の建設やエリアマネジメントの受託を通じて、新しい地域活性化モデルをデザインしてまいります。

< 「リーディングプロジェクト」の事例 >



愛知県 幸田町スーパーシティ構想
「The Well City 幸田」



名古屋市 栄地区まちづくりプロジェクト

(4) 経営環境及び会社の優先的に対処すべき課題

当社グループの事業領域はオフィスから建築デザインまで幅広く、特定の市場は存在していませんが、長引くコロナ禍は、人と人とのコミュニケーションの在り方、働き方、行動様式等様々な分野に変化と多様化をもたらしており、当社の基盤事業である空間の設計デザインにおいてもその影響を受けております。

例えば、リモートワークの普及をはじめとした働き方の多様化は、ワークプレイス自体の在り方に変化をもたらしており、従来の「全員が集まって仕事をするための場所」から「コミュニケーションを主目的とした場」へその位置づけが変わりつつあります。ワークプレイスに限らず、人が集まる場・生活する空間がどうあるべきかについては、今後の社会の変化における重要なテーマであり、新しい空間デザインを創出してきた当社グループにとっては事業を拡大する好機だと考えております。これらの状況をふまえ、次の3点を優先的に対処すべき課題と認識し、対応を進めてまいります。

優秀な人材の確保及び育成

当社グループの事業の根幹は新しい価値の創出であり、これを実現する人材の確保及び育成は今後の事業拡大において不可欠な要素と考えております。また、事業領域の拡張においては、これまでとは異なるスキルを有した人材の確保も必要となります。

人材の確保及び育成には中長期的な視点での人事施策の立案と実現が必要であり、人事組織の充実及び機能強化を通じて従業員のサポート体制並びに採用実施体制を高度化するとともに、先進的な人事制度の構築を進めて事業のエンジンとなる人材の基盤を強化してまいります。

業務実施体制の高度化

当社グループの事業は領域・規模ともに拡大しており、ITを活用した効率的な業務実施体制の実現が必須となっております。既に当社グループは3Dデザインの領域において先端的機能を有しておりますが、今後もデジタル化投資を積極的に進め、業務実施体制の効率化・高度化に努めてまいります。

内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは、社会的責任を果たしつつ、持続的な成長とこれによる企業価値向上の実現を目指してまいります。

当社グループの成長には、成長ステージに見合った管理機能とコンプライアンスの精神が深く浸透した企業風土の醸成が必須であると考えております。また、リモートワーク等これまでとは異なる働き方に対しては、それに合致した内部管理体制が必要となります。

内部監査・人事・法務・経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用、ITインフラの整備に加え、従業員に対する継続的な啓蒙及び研修等を実施することで、内部管理体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業及びその他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 景気動向に関するリスク

当社グループの事業は、特に都市開発やビルリノベーション等において景気動向に影響を受ける場合があると考えております。経済情勢の悪化や不測の事態の発生により、市場の急激な縮小や競争環境の激化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外注管理に関するリスク

当社グループは、施工業務においては工事監理業務（クライアントから業務の委託を受け、設計図面どおりに施工されるかを監督する業務）及び工事管理業務（工程管理、コスト管理等工事の進行管理を行う業務）を行い、大工工事・左官工事・電気工事・水道工事等は専門の業者へ外注しております。

施工工事の大部分を外注に依存しているため、受注案件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を確保できない場合、又は外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

当社グループは、事業を行う上で、建設業法、建築基準法、建築士法及び消防法等の法令の他、関連する条例等多岐にわたる規制の適用を受けております。これらの法規制が改廃された場合又は新たな規制が導入された場合は、対応に要するコストの増加や受注できない業務の発生等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業を行うにあたって、当社は以下の免許及び許認可等を取得しております。当連結会計年度末現在、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由によりこれらの免許及び許認可等が取消された場合、当社の主要な事業活動に重要な支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

| 許認可等の名称 | 許認可等の内容 | 有効期限 | 許認可等取消事由 |
|------------|---------------------------|------------|---------------------|
| 特定建設業許可 | 東京都知事許可 (特-28)第134448号 | 2027年2月23日 | 建設業法第29条に定められております。 |
| 一級建築士事務所登録 | 東京都知事登録 第61133号 | 2026年9月30日 | 建築士法第26条に定められております。 |

(4) 役務提供完了予定時期の変動に関するリスク

当社グループの事業は、発注者の意向を元に役務提供のスケジュールを計画する受注型業務が中心となっております。このため、発注者の都合による予定変更等により、役務提供の完了予定時期（売上高の計上予定時期）が、当初の予定から変更となる場合があります。また、地震、風水害といった大規模自然災害、又は新型コロナウイルスをはじめとした感染症の拡大等による社会活動の停止等により、役務提供の完了予定時期が変更となることも想定されます。このような役務提供の完了予定時期の変更が期末をまたいで発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 設計・施工に関するリスク

当社グループは、高いデザイン性を実現しつつも、常に安全性と品質にこだわった設計・施工を心がけております。

しかしながら当社グループが設計・施工した物件に不具合が生じる可能性は否定できず、その際の手直しに要する追加の施工費、重大な瑕疵による損害賠償等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、人身や施工物等にかかわる重大な事故の発生も損害賠償金の支払い等により当社グループの信用が著しく毀損した場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製造責任に関するリスク

当社グループでは、オフィス家具（ブランド名「201°」）及びインテリア家具（ブランド名「DAFT about DRAFT」）の企画・販売を行っております。当社グループでは製造を直接行っておりませんが、製品の不具合による事故等が発生した場合には当社グループが責任を問われる可能性があり、この結果として当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先の信用リスク

発注者、協力会社等の取引先が信用不安に陥った場合に発生する資金の回収不能や施工遅延等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等のリスク

当社グループでは、当連結会計年度末において、業績に影響を及ぼす訴訟等を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが事業を継続していくうえでは、知的財産権等多種多様な訴訟リスクが継続的に存在します。当社グループでは今後も各種専門家を積極的に活用してリスク管理を行ってまいります。当社グループが何らかの訴訟等の対象となった場合、ブランドの毀損や損害賠償金の支払等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) デザインの模倣又は陳腐化のリスク

当社グループは、デザイン力を競争力として事業を拡大しております。空間デザインは権利の保護が難しく、模倣されて安価に提供される可能性があります。また、当社グループの提供するデザインが、時流にそぐわず陳腐化する可能性もあります。当社グループでは、常にデザインの先端企業であるべく不断の努力を行い、また、施工実施力との相乗効果で模倣を許さないビジネスモデルを構築してまいります。模倣・陳腐化といった事象は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 災害及び感染症の拡大等によるリスク

地震、風水害といった大規模自然災害、又は新型コロナウイルスをはじめとした感染症の拡大等が発生した場合には、工事の中止や延期、又は人身や施工物等にかかわる重大な事故の発生による損害賠償金の支払い等の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

設立以来当社グループの事業を牽引してきた代表取締役山下泰樹は現役のデザイナーでもあり、経営方針や事業戦略の立案・実施、事業推進において極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは、過度に同氏へ依存しないよう、経営幹部及びデザイナーの拡充・育成、権限委譲による組織的業務執行体制の構築を行っておりますが、何らかの理由により同氏による当社グループの業務遂行が困難となった場合、現状においては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の確保について

当社グループの持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を十分に確保し、育成することが重要であると考えております。しかしながら、当社グループが求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合、事業実施体制の弱体化等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 海外事業に関するリスク

当社グループは、フィリピン及びセルビアに海外子会社を有しており、当該子会社は、3Dイメージパースの製作等当社グループの事業展開において重要な機能の一部を担っております。

仮にフィリピン又はセルビアにおいて政変、経済情勢の急激な変動、外交関係の悪化、テロ、大規模自然災害等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事業実施体制及び経営管理体制について

当社グループは急速に事業を拡大しております。これまでも事業実施体制及び経営管理体制の強化に取り組んでまいりましたが、今後の事業規模拡大を考慮した時には、なお一層の充実が必要と考えております。

前項に記載した人材確保の遅れ等の要因により、事業規模に見合った事業実施体制及び経営管理体制を構築できなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 売上高の計上時期に関するリスク

当社グループの受注案件については、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。このため、履行義務を充足した時点の把握が適切に行われないことにより、不適切な会計期間に売上高が計上されるという潜在的なリスクが存在いたします。一件当たりの売上額は比較的多額であり、売上高の計上時期に誤りが生じた場合には、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) のれんの減損に関するリスク

当社グループは、事業拡大の手法の一つとしてM&Aを活用する場合があります。2022年12月末日時点でのれんを連結貸借対照表に計上しております。将来的に当該のれんについて減損損失を計上する必要性が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 反社会的勢力との取引について

当社グループでは、反社会的勢力とのあらゆる取引の発生を防止するため、社内体制を整備して対応を行っております。しかしながら、当社グループの厳格なチェックにもかかわらず反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合には、監督官庁等による処分、社会的信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は5,724,932千円となり、前連結会計年度末に比べて115,474千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が642,525千円減少したこと、売掛金が275,834千円増加したこと及び敷金及び保証金が261,013千円増加したことによるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は2,730,210千円となり、前連結会計年度末に比べ100,623千円減少いたしました。これは、主に短期借入金が500,000千円増加したこと、未払法人税等が331,974千円減少したこと及び長期借入金が272,051千円減少したことによるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は2,994,722千円となり、前連結会計年度末に比べて14,850千円減少いたしました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純利益21,116千円を計上したこと及び配当金の支払い150,184千円によるものです。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として強く、さらに急激な為替変動及びこれに伴う物価高の影響等もあり、依然として経済状況の安定化は難易度の高いものとなりました。

一方で、いわゆるアフターコロナを意識した各企業の経済活動活発化も顕在化しつつあり、これに伴いコミュニケーションや働き方、行動様式、空間のあり方など、様々な分野において新たなスタイルが求められる状況にもなってきました。

かねてより、従来にはない新しい空間のデザインを提供してきた当社グループにとっては、アフターコロナに向けた社会そのものの変容は追い風ではあるものの、コロナ禍や為替変動、並びにこれによる急激な物価高などを背景とする世の中の不安定な側面が、企業活動とその結果である業績動向に少なからず影響することとなりました。

当社グループが提供するデザインへのニーズは引き続き堅調であったものの、翌連結会計年度以降の引き渡し予定案件、あるいは当連結会計年度引き渡し予定が期ずれとなってしまった案件が多く、当連結会計年度の売上高は創業以来の増収を継続するものの、8,287,762千円（前年同期比103.2%）にとどまりました。

一方、当社グループの販売費及び一般管理費は、オフィス移転に伴う費用も含め変動要素の少ないものとなっております。

この結果、各段階利益も若干下回るもののほぼ修正計画水準となり、営業利益108,385千円（前年同期比11.3%）、経常利益87,592千円（前年同期比9.2%）親会社株主に帰属する当期純利益は21,116千円（前年同期比3.7%）となりました。

なお、当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて642,526千円減少し、1,495,635千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は207,655千円（前連結会計年度末は1,253,697千円の獲得）となりました。これは、主に売上債権の増加額271,013千円及び法人税等の支払額508,402千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は587,476千円（前連結会計年度は555,416千円の使用）となりました。これは、主に有形固定資産取得による支出243,590千円及び敷金及び保証金の差入による支出282,029千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は152,220千円（前連結会計年度は246,253千円の獲得）となりました。これは、主に短期借入金の純増減額500,000千円、長期借入による収入400,000千円及び長期借入金の返済による支出690,517千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績は、次のとおりであります。

| | 受注高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注残高 (千円) | 前年同期末比 (%) |
|------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 受注実績 | 7,635,055 | 141.0 | 275,368 | 29.7 |

<参考> 2022年12月末プロジェクトストック(残高) 5,800,000千円(2021年12月末 5,322,628千円)

(注) 1. 当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりません。

2. 受注残高については、契約書又はこれに類する書面を取り交わしたプロジェクトについて集計しております。当社グループが受注予定のプロジェクトであっても当該書類のない見込み受注案件については計算に含んでおりません。参考までに見込み受注案件を含む残高について、プロジェクトストックとして記載しております。

c. 販売実績

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであります。当連結会計年度の同セグメントの販売実績をサービスの対象領域別に示すと、次のとおりであります。また、従来、領域別売上高を「オフィス」「商業施設」「都市計画・環境設計・その他」に区分しておりましたが、当社のデザイン力発揮の現状やその意義に鑑みて、「商業施設」と「都市計画・環境設計・その他」との区分よりも、これらと「オフィス」の区分に視点を添えた運営となってきたため、この実態に沿ったものとするため、当連結会計年度より、「オフィス」「商業施設・都市計画・環境設計・その他」の区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度においても変更後の区分で記載しております。

| 対象領域 | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | |
|------------------------|---|----------|
| | 実績 | 前年同期比(%) |
| オフィス(千円) | 4,372,825 | 84.9 |
| 商業施設・都市計画・環境設計・その他(千円) | 3,914,937 | 135.8 |
| 合計(千円) | 8,287,762 | 103.2 |

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | |
|-----------------|---|-------|---|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| (有)天特興産 | - | - | 840,179 | 10.1 |
| PayPayカード株式会社 | 1,028,246 | 12.8 | 186,376 | 2.2 |
| サンフロンティア不動産株式会社 | 1,318,121 | 16.4 | 153,832 | 1.9 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の分析については、前述の「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、次のとおりです。

a. 売上高

売上高は、8,287,762千円となりました。当社グループが提供するデザインへのニーズは引き続き堅調であったものの、翌連結会計年度以降の引き渡し予定案件及び当連結会計年度引き渡し予定が期ずれとなってしまった案件が多く発生したため、前年同期比103.2%にとどまるも、過去最高となりました。

売上高をサービスの提供領域別に見ますと、最大の領域である「オフィス」は引き合いは堅調であったものの、上記の理由により前年同期比84.9%となりました。一方、「商業施設・都市計画・環境設計・その他」は前年同期比135.8%と大きく拡大しており、当社のデザイン力を発揮する機会の多様化が実績として表れております。なお、従来、領域別売上高を「オフィス」「商業施設」「都市計画・環境設計・その他」に区分しておりましたが、当社のデザイン力発揮の現状やその意義に鑑みて、「商業施設」と「都市計画・環境設計・その他」との区分よりも、これらと「オフィス」の区分に視点を添えた運営となってきておりますので、この実態に沿ったものとするため、当連結会計年度より、「オフィス」「商業施設・都市計画・環境設計・その他」の区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度においても変更後の区分で記載しております。

| 対象領域 | 前連結会計年度 (2021年12月期) | 当連結会計年度 (2022年12月期) | |
|--------------------|------------------------|------------------------|----------|
| | 実績(千円) | 実績(千円) | 前年同期比(%) |
| オフィス | 5,150,612 | 4,372,825 | 84.9 |
| 商業施設・都市計画・環境設計・その他 | 2,882,131 | 3,914,937 | 135.8 |
| 合計 | 8,032,744 | 8,287,762 | 103.2 |

b. 売上原価及び売上総利益

売上総利益は、2,286,340千円となりました。前年同期との比較で207,928千円減少(前年同期比91.6%)しております。これは、売上高の伸長に比して外注費・材料費の比率が上昇したこと等によります。

c. 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費は、2,177,954千円となりました。前年同期との比較で639,287千円増加(前年同期比141.5%)しております。これは、本社移転及び本社サテライトオフィス集約、新ライフスタイルブランド「DAFT about DRAFT」フラッグシップストア新設をはじめとした諸費用が増加したこと、当社グループの知名度を向上させるためのブランディング活動に伴う広告宣伝費の増加等によるものです。

この結果、営業利益は108,385千円となり、前年同期との比較では、847,215千円減少(前年同期比11.3%)いたしました。

d. 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は、3,749千円となり、前年同期との比較では6,131千円減少(前年同期比37.9%)いたしました。また、営業外費用は、24,542千円となり、前年同期との比較では、6,092千円増加(前年同期比133.0%)いたしました。営業外費用が増加したのは、海外子会社取引に伴う為替差損を計上したこと等によります。

この結果、経常利益は87,592千円となり、前年同期との比較では859,439千円減少(前年同期比9.2%)いたしました。

e. 特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度において、本社移転及び本社サテライトオフィス集約に伴う事務所移転費用9,664千円を特別損失として計上いたしました。法人税等56,812千円を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は21,116千円となり、前年同期と比較して553,555千円減少（前年同期比3.7%）いたしました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、前述の「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

なお、当社グループでは、継続して売上高が増加するとともに、受注案件の大型化が進んでおります。このため、売掛金の回収に先行して発生する外注費が増加しております。また、事業拡大に対応した人員の増強、一般的認知度を高めるための広告宣伝等、事業規模拡大のための先行投資にも資金を投下する予定であります。必要な資金については、自己資金並びに銀行からの長期借入金及び短期借入金を活用して手当てしております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これらの見積り、判断並びに仮定は、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資の総額は549,206千円となりました。主な内容は新本社オフィス新設にかかる支出361,286千円、新ライフスタイルブランド「DAFT about DRAFT」フラッグシップストア新設にかかる支出162,056千円であります。

また、当連結会計年度においてRe cord NAKAMEGUROを販売用不動産に用途を変更し、売却をしております。

なお、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | 従業員数 (人) |
|------------------------------|------------|------------|----------------|-------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | ソフトウェア (千円) | その他 (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都港区) | 業務施設 | 275,212 | 9,361 | 97,618 | 382,192 | 135 |
| DAFT about DRAFT (東京都渋谷区) | ストア・ショールーム | 96,823 | 9,751 | 31,289 | 137,864 | 2 |
| 大阪支社 (大阪府大阪市中央区) | 業務施設 | 18,419 | | 935 | 19,354 | 4 |
| 福岡支社 (福岡県福岡市中央区) | 業務施設 | 15,689 | | 3,617 | 19,306 | 3 |

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、構築物であります。

2. 従業員数は就業人員であります。

3. 当社は、2022年12月27日に本社オフィスの移転及び本社サテライトオフィスの集約を行っております。

4. 本社（移転前本社及び本社サテライトオフィスを含む）、DAFT about DRAFT、大阪支社及び福岡支社は賃借物件であり、年間賃借料は339,147千円であります。

5. 当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了年月日 | | 完成後の 増加能力 |
|----------------------|----------------------------------|------------|--------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都港区) | 横浜・みなとみらい地区 「臨港パークプロジェクト(仮称)」 | 1,092,000 | 29,257 | 増資資金及び 自己資金 | 2023年9月 予定 | 2025年3月 予定 | - |

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 30,000,000 |
| 計 | 30,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (2023年3月31日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 10,040,000 | 10,040,000 | 東京証券取引所 (グロース市場) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 10,040,000 | 10,040,000 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2018年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2 当社従業員 87 |
| 新株予約権の数(個) | 76 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 7,600(注)1、4 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 32(注)2、4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年8月1日 至 2028年7月22日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 32 資本組入額 16(注)4 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2)新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。 (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は100株となります。

なお、割当後、当社が株式の分割・併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株

予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的である株式の数の定めに基づいて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に基づいて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）、当該喪失日に、当社は当該新株予約権者の保有する新株予約権を無償で取得することができます。

4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2019年8月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 26 |
| 新株予約権の数(個) | 223 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 22,300(注)1、4 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 266(注)2、4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年9月7日 至 2029年8月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 266 資本組入額 133(注)4 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は100株となります。

なお、割当後、当社が株式の分割・併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的である株式の数の定めに基づいて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に基づいて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）、当該喪失日に、当社は当該新株予約権者の保有する新株予約権を無償で取得することができます。

4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2021年4月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 1 |
| 新株予約権の数(個) | 200 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 20,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2023年5月8日 至 2026年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 903 資本組入額 452(注)3 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。また、各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とします。

3. 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額902円を合算しています。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的である株式の数のために準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了3日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下に準じて決定します。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）、当該喪失日に、当社は当該新株予約権者の保有する新株予約権を無償で取得することができます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|-------------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2018年7月24日 (注)1 | 74,250 | 75,000 | - | 20,000 | - | - |
| 2019年11月29日 (注)2 | 3,675,000 | 3,750,000 | - | 20,000 | - | - |
| 2020年3月16日 (注)3 | 720,000 | 4,470,000 | 523,296 | 543,296 | 523,296 | 523,296 |
| 2020年4月1日～ 2020年12月14日 (注)4 | 148,500 | 4,618,500 | 4,752 | 548,048 | 4,752 | 528,048 |
| 2020年12月15日 (注)5 | 4,618,500 | 9,237,000 | - | 548,048 | - | 528,048 |
| 2020年12月16日～ 2020年12月31日 (注)4 | 14,000 | 9,251,000 | 224 | 548,272 | 224 | 528,272 |
| 2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)4 | 8,900 | 9,259,900 | 915 | 549,187 | 915 | 529,187 |
| 2021年12月21日 (注)6 | 591,400 | 9,851,300 | 196,262 | 745,449 | 196,262 | 725,449 |
| 2021年12月28日 (注)7 | 185,500 | 10,036,800 | 61,560 | 807,009 | 61,560 | 787,009 |
| 2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)4 | 3,200 | 10,040,000 | 51 | 807,061 | 51 | 787,061 |

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 株式分割(1:50)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,580円

引受価額 1,453.60円

資本組入額 726.80円

払込金総額 1,046,592千円

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 株式分割(1:2)によるものであります。

6. 有償一般募集(公募による一般募集)

発行価格 708円

発行価額 663.72円

資本組入額 331.86円

払込金総額 392,524千円

7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 663.72円

資本組入額 331.86円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|-------|----------|--------|-------|-----|--------|---------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 1 | 8 | 88 | 15 | 42 | 10,344 | 10,498 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 2,697 | 292 | 21,291 | 855 | 156 | 75,072 | 100,363 | 3,700 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 2.7 | 0.3 | 21.2 | 0.9 | 0.2 | 74.8 | 100.0 | - |

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(千株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--|--|-----------|-----------------------------------|
| 山下泰樹 | 東京都港区 | 3,765 | 37.50 |
| TDA株式会社 | 東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号 | 2,000 | 19.92 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 269 | 2.69 |
| 北村聡 | 東京都大田区 | 90 | 0.90 |
| 株式会社ジャパネットホールディングス | 長崎県佐世保市日宇町2781 | 60 | 0.60 |
| 岩坪良雄 | 京都府長岡京市 | 51 | 0.51 |
| BBH / BBH + CO JAPAN MICRO - CAP EQUITY MASTER FUND LP (常任代理人 株式会社三井住友銀行) | WEYSTONE CORPORATE SERVICES(CAYMAN) LTD., SUITE 5B201, 2ND FLOOR, ONE NEXUS GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS KY1-1103 (千代田区丸の内一丁目1番2号) | 38 | 0.38 |
| 長谷川幸司 | 神奈川県横浜市青葉区 | 38 | 0.38 |
| 荒浪昌彦 | 東京都中央区 | 30 | 0.30 |
| 佐田俊樹 | 神奈川県横浜市青葉区 | 30 | 0.30 |
| 井原伸介 | 東京都世田谷区 | 30 | 0.30 |
| 計 | - | 6,402 | 63.77 |

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 10,036,300 | 100,363 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,700 | - | - |
| 発行済株式総数 | 10,040,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 100,363 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結当期純利益に対する配当性向20%を目標とした配当（中間配当・期末配当）を目指すこととしております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、事業の拡大に備えた内部留保を考慮し、1株当たり5円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向（連結）は238.1%となりました。

内部留保資金につきましては、中長期的な視点に立ち、人員の拡充、技術革新への対応、新規事業に関連する投資等、将来に向けた経営基盤の強化を目的とした投資などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 2023年3月30日 定時株主総会決議 | 50,200 | 5 |

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの継続的な成長及び企業価値の向上のためには、経営の透明性及び客観性を確保し、業務執行に対する監視体制を整備し、適時適切な情報公開を行って経営と財務の健全性を確保することが重要であると考えております。

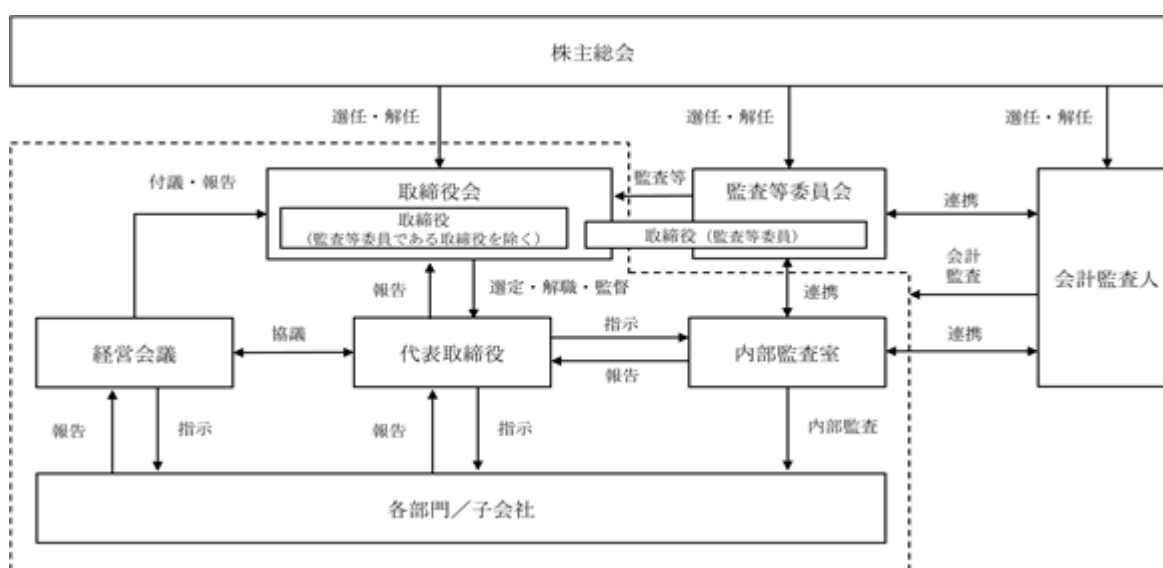
そのために、業務執行取締役は法令及び定款を遵守して業務を執行すること、監査等委員会は独立性を保持し監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。

また、コーポレート・ガバナンスをより効果的なものとするため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、コンプライアンス重視の意識の全社的な浸透に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、2023年3月30日開催の第15回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（3名全員社外取締役）の合計6名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の職務の執行を監督しております。

取締役会の議長は、代表取締役山下泰樹が務めております。その他の構成員は、取締役荒浪昌彦、社外取締役結城大輔、社外取締役（常勤監査等委員）平田満、社外取締役（監査等委員）大村尚子及び社外取締役（監査等委員）三代まり子です。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、委員長を務める社外取締役（常勤監査等委員）平田満、社外取締役（監査等委員）大村尚子及び社外取締役（監査等委員）三代まり子の合計3名で構成されております。監査等委員会を構成する3名の監査等委員は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、毎月1回定例監査等委員会を開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査等委員相互の連携を図っております。

監査等委員会は内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役である山下泰樹が代表執行役員として議長を務め、監査等委員を含む全取締役及び全執行役員で構成されております。経営会議は、原則として毎月1回の定時経営会議を開催しており、業績及び各部門の重要な業務執行に関する情報の共有並びに対応策の検討等を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置づけております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会決議により以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っております。

<内部統制システムに関する基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守に関する基本方針として、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知する。
- (2) 取締役会は、法定事項及び経営上重要な事項について十分に審議し、適法かつ適正に意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- (3) 監査等委員会監査及び他の業務組織から独立した内部監査室による内部監査を実施し、取締役及び使用人による業務執行が法令、定款及び社内規程に適合して行われているかについて確認する。
- (4) 弁護士・公認会計士等の外部の専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- (5) 反社会的勢力との関係遮断のため、不当要求には一切応じず、対応統括組織を定め、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する等、必要な体制を整える。
- (6) 内部通報制度を整備し、コンプライアンス関連の通報・相談を受け付ける。また、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」他の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役及び会計監査人による閲覧・謄写に供することを前提に保管を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、体制及びリスク発生時の対応等を明確化する。
- (2) 内部監査室による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」により明確化する。
- (2) 取締役及び執行役員が参加する経営会議を設置し、業務執行状況の適宜把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。
- (3) 社内規程により、各組織の分掌事項と職務権限を明確に定めるとともに、その課題と業務量に応じて適切な要員配置を行い、効率的な業務体制を整える。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき、事前協議及び意思決定を行う。
- (2) 子会社の損益及び財務の状況並びに業務の執行状況については、定期的に報告を求める。
- (3) 管理主管組織及び内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役役に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会より、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会スタッフ」という）の配置要請があった場合、その補助する業務の内容を監査等委員会と協議の上で、監査等委員会の指揮命令下に監査等委員会スタッフを配置する。
- (2) 監査等委員会スタッフは専任又は兼任とするが、いずれの場合においても監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- (3) 監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事評価及び人事異動について意見を述べることができ、代表取締役はこれを尊重する。

8．当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員が取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、全ての社内会議に出席する権限を有する。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その職務の執行に関する事項について報告を行う。
- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告を行う。
- (4) 内部監査室における内部監査の情報は、適切に監査等委員会と共有する。
- (5) 監査等委員会に報告した者に対して、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の精算処理を行う。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- (2) 内部監査室等との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11．反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施細則」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- (2) 整備状況に関しては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、取締役及び使用人への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営目的の達成を阻害する可能性のあるリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクの防止及び会社損失の最小化を目的としたリスク管理を行っております。

同規程において、役員及び従業員のリスク管理の行動指針を「その職務遂行にあたって具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価し、当該リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない」としており、また、「業務上の意思決定を求めるにあたっては、決裁者に対して当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申」することを求めています。

事故等が発生した場合、従業員は速やかに各組織のリスク管理責任者（担当役員）へ報告し、リスク管理責任者は必要に応じて統括責任者（代表取締役）への報告を行います。

全社共有が必要なレベルの事故等の情報を集約する他、重大事案が発生した場合には、リスク管理委員会を設置し、事案対応を統制いたします。

リスクへの対応については、弁護士、社会保険労務士、公認会計士、税理士等社外専門家と連携し、見解や対応策等についてアドバイスを受けることができる体制を取っております。また金融機関や監査法人、社会保険労務士法人等が主催する各種研修会に定期的に参加し、関係法令の改廃の動向を適時に把握するとともに、必要な情報については各月に実施される全社集会や組織別会議等において従業員に対する周知・徹底を図っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき事前協議及び意思決定を行っております。

子会社の損益及び財務状況並びに業務の執行状況については定期的に報告を求め、その分析を行うことで業務の適正性を確認しております。

また、管理主管組織が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、内部監査室が管理主管組織及び子会社の内部統制システムの状況を監査し、必要な改善を促すことで業務の適正性の確保に努めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないこととしております。

f. 取締役の任期

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内、うち監査等委員である取締役を4名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

j. 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

イ. 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ロ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

八. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を執行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性2名 (役員のうち女性の比率33%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------------------|-------|----------------|---|---------------|----------------------|
| 代表取締役 | 山下 泰樹 | 1981年 2 月 2 日生 | 2008年 4 月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2013年12月 D-RAWRITE INC.代表取締役就任 (現任) 2022年 2 月 D-RAWRITE d.o.o Beograd 代表取締役 (現任) | (注) 3 | 5,765,200 (注) 5 |
| 取締役 | 荒浪 昌彦 | 1969年 5 月24日生 | 1992年 4 月 株式会社博報堂入社 2018年 4 月 当社入社 執行役員 兼 経営企画部GM 6 月 当社取締役就任 (現任) | (注) 3 | 30,000 |
| 取締役 | 結城 大輔 | 1972年 7 月 7 日生 | 1998年 4 月 弁護士登録・のぞみ総合法律事務所入所 2000年 4 月 日本銀行入行 2004年 4 月 のぞみ総合法律事務所パートナー就任 (現任) 2008年 3 月 法務法人 (有限) 太平洋 (Bea, Kim & Lee) 入所 5 月 株式会社EST社外取締役就任 (現任) 2009年 3 月 法務法人廣場 (Lee & Ko) 入所 2010年 9 月 Liner Grode Stein Yankelevitz Sunshine Regenstreif & Taylor LLP入 社 2011年 9 月 Moses & Singer LLP入社 2012年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2015年 7 月 一般社団法人リーガル・リスクマネジ メント研究機構理事就任 9 月 公認不正検査士登録 2016年 6 月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理 事就任 (現任) 2018年 3 月 当社社外取締役就任 (現任) 2019年 5 月 一般社団法人リーガル・リスクマネジ メント研究機構代表理事就任 (現任) 7 月 株式会社ZMP社外取締役就任 (現任) 2021年 3 月 deLy株式会社社外監査役就任 (現任) | (注) 2、 3 | - |
| 取締役 (常勤監査 等委員) | 平田 満 | 1954年10月 9 日生 | 1978年 4 月 新日本製鐵株式会社 (現 日本製鉄株式 会社) 入社 2002年 9 月 タウ技研株式会社 (現 株式会社コピ テック) 取締役就任 2005年12月 株式会社ナレッジクリエーション取締 役就任 2008年 7 月 株式会社コピテック取締役就任 2010年 8 月 株式会社コピテックソリューションズ取 締役副社長就任 2011年 9 月 株式会社コピテック顧問就任 2012年 9 月 同社監査役就任 2018年 3 月 当社監査役就任 2023年 3 月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) | (注) 2、 4 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------|-------------------------------|-------------|--|------------|--------------|
| 取締役(監査等委員) | 大村 尚子 | 1973年7月19日生 | 1997年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年7月 公認会計士登録 2013年11月 ヴォラーレ株式会社(現 ナイル株式会社)監査役就任 2015年5月 同社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年1月 当社監査役就任 2023年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 2、4 | - |
| 取締役(監査等委員) | 三代 まり子 (戸籍上の氏名: 矢部 まり子) | 1977年4月15日生 | 2005年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年11月 米国カリフォルニア州公認会計士登録 2011年1月 国際統合報告評議会テクニカル・マネージャー就任 2014年4月 早稲田大学商学術院総合研究所WBS研究センター招聘研究員就任(現任) 2016年12月 RIDEAL株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2019年1月 当社監査役就任(顧問として現任) 2023年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 2、4 | - |
| 計 | | | | | 5,795,200 |

- (注) 1. 当社は、2023年3月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役 結城大輔、平田満、大村尚子及び三代まり子は社外取締役であります。
3. 取締役 山下泰樹、荒浪昌彦及び結城大輔の任期は、2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役(監査等委員) 平田満、大村尚子及び三代まり子の任期は、2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役 山下泰樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるTDA株式会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、迅速な意思決定・業務推進と牽制・リスク管理機能の強化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員の構成は以下のとおりです。
- 代表執行役員 山下泰樹
上級執行役員 三木ひとみ、熊川久貴、那須俊貴
執行役員 高橋紗枝子、木村俊介、吉岡隆之、石山暁寛、小澤紀之

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、うち監査等委員である社外取締役は3名であります。

当社は、社外役員を選任するにあたって、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を準用しております。また、社外役員には独立性だけでなく、他業種での経験、各人の見識及び人格等を重視しております。

社外役員のうち、監査等委員ではない社外取締役である結城大輔は、弁護士であり、一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事及び一般社団法人日本公認不正検査士協会理事を務めております。リスク管理の専門家としての経験・知見は当社にとって大変有益であり、当社経営に対する客観的な視点からの監督・助言を期待しております。監査等委員である社外取締役の平田満は、上場会社の取締役及び監査役を歴任する等、企業経営及び企業におけるリスクマネジメントに精通しており、経営視点だけでなく実務視点を踏まえた監督・助言を期待しております。同じく監査等委員である取締役の大村尚子は、公認会計士であり、また、他の会社における監査等委員である社外取締役を務めております。広範かつ専門的な知見・経験を有しており、これらに基づく経営への適切な監督・助言を期待しております。同じく監査等委員である社外取締役の三代まり子は、監査法人勤務を経て、国際統合報告評議会テクニカル・マネージャーを務めるなど、コーポレート・ガバナンス及び企業情報開示に精通するとともに米国公認会計士資格を有しており、グローバル視点を踏まえた経営への監督・助言を期待しております。

なお、社外役員4名と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係については、過去から現在においてありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員への情報提供は、取締役会事務局が中心となって行っており、取締役会資料その他の情報を適宜社外役員へ提供しております。

社外役員は経営会議の構成員となっており、経営会議において、業務執行取締役・執行役員と相互に情報交換及び意見交換を行っております。

また、監査等委員会設置会社移行前の常勤の社外監査役は、内部監査室とは月1回、会計監査人とは随時会合を開催して監査上の主要な検討事項（KAM）等の監査情報の共有及び意見交換を行う他、常勤の社外監査役、会計監査人及び内部監査室による三様監査報告会を適宜実施し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めておりました。監査等委員会設置会社移行後は、常勤監査等委員である社外取締役がこれを継続いたします。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、2023年3月30日開催の定時株主総会における決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。前述のとおり監査等委員会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外取締役3名により構成されております。

監査等委員会は、期初に策定する監査計画に基づき、重要会議への出席、業務執行に係る重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査の有効性、効率性を高めております。

監査等委員会における主な検討事項として、内部統制の整備や運用状況の監視、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性の確認をいたします。また、取締役の競業取引・利益相反取引の監視、高リスクと思われる事項及び成長戦略への対応体制等の重点監査を行います。

常勤監査等委員の活動として、代表取締役との定期会合や重要会議への出席、重要な決裁書類の査閲、取締役・従業員ヒアリングを適宜行います。

なお、監査等委員会設置会社移行前の2022年12月期における監査役会の開催状況及び各監査役の出席状況は次のとおりです。

[監査役会への出席状況]

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況 |
|------------|--------|---------|
| 社外監査役（常勤） | 平田 満 | 12回/12回 |
| 社外監査役（非常勤） | 佐田 俊樹 | 12回/12回 |
| 社外監査役（非常勤） | 大村 尚子 | 12回/12回 |
| 社外監査役（非常勤） | 三代 まり子 | 12回/12回 |

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役直轄の監査部門である内部監査室が行っております。内部監査の実施については、内部監査規程に基づき、監査計画書及び代表取締役の指示により、各組織に対して書類確認及び実地監査を行います。

当該監査の終了後は報告書を作成して代表取締役へ報告すると同時に各組織の業務運営に改善が必要な場合はその指示及び改善の確認を行います。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

木村 純一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他7名により構成されています。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査の実施体制及び監査報酬等を総合的に勘案したうえで、監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査等委員会制度移行前の監査役及び監査役会は、監査役会が策定した「監査役監査基準」に基づき、監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるかの評価を行っており、いずれも問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 27,450 | 1,500 | 33,000 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 27,450 | 1,500 | 33,000 | - |

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務でありま
す。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に属する組織(a.を除く)に対する報酬
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をも
とに監査時間等の妥当性を勘案・協議し、会社法第399条第1項の監査等委員会の同意を得たうえで決定すること
としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、会計監査人から入手した過年度の監査報酬・監査時間の推移及び報
酬見積りの算出根拠等を確認し、職務の遂行状況等についても検討した結果、監査法人の報酬等の同意を行って
おります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、他社動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会にて常勤・非常勤の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

当社は、2023年3月30日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の報酬等に関しあらためて決定しております。監査等委員会設置会社への移行前と移行後における株主総会決議内容は次のとおりであります。

（監査等委員会設置会社移行前）

取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該限度額とは別枠で、2018年7月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2022年3月24日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は4名）です。

（監査等委員会設置会社移行後）

2023年3月30日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円（うち、社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

監査等委員会設置会社移行前の2022年12月期における役員の報酬等は次のとおりです。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 108,000 | 108,000 | - | - | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | - | - | - | - | - |
| 社外役員 | 27,255 | 27,255 | - | - | 5 |

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式については、保有しないことを原則としております。

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式とし、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応する体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,176,965 | 1,534,440 |
| 売掛金 | 1,903,872 | 2,179,706 |
| 商品 | 33,310 | 63,431 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,764 | 74,603 |
| その他 | 189,290 | 406,232 |
| 流動資産合計 | 4,308,204 | 4,258,415 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 408,394 | 601,098 |
| 減価償却累計額 | 143,233 | 174,452 |
| 建物及び構築物(純額) | 1,265,161 | 1,426,645 |
| 土地 | 1,577,683 | 1 |
| その他 | 2,153,590 | 2,299,014 |
| 減価償却累計額 | 85,586 | 108,013 |
| その他(純額) | 68,003 | 191,000 |
| 有形固定資産合計 | 910,848 | 617,645 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 274,663 | 210,036 |
| ソフトウエア | 2,20,524 | 2,25,025 |
| ソフトウエア仮勘定 | - | 42,108 |
| 無形固定資産合計 | 295,187 | 277,170 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金及び保証金 | 219,184 | 480,197 |
| 繰延税金資産 | 58,868 | 37,276 |
| その他 | 48,114 | 54,228 |
| 投資その他の資産合計 | 326,167 | 571,701 |
| 固定資産合計 | 1,532,203 | 1,466,517 |
| 資産合計 | 5,840,407 | 5,724,932 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 1,281,452 | 1,159,181 |
| 短期借入金 | 50,000 | 550,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,141,802 | 1,123,336 |
| 未払金 | 116,093 | 432,537 |
| 未払法人税等 | 340,962 | 8,988 |
| 前受金 | 32,065 | - |
| 賞与引当金 | 42,973 | - |
| 完成工事補償引当金 | 8,000 | 8,000 |
| その他 | 257,196 | 165,117 |
| 流動負債合計 | 2,270,544 | 2,447,161 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,555,100 | 1,283,049 |
| その他 | 5,188 | - |
| 固定負債合計 | 560,288 | 283,049 |
| 負債合計 | 2,830,833 | 2,730,210 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 807,009 | 807,061 |
| 資本剰余金 | 787,009 | 787,061 |
| 利益剰余金 | 1,402,914 | 1,373,846 |
| 株主資本合計 | 2,996,933 | 2,967,968 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 6,741 | 11,848 |
| その他の包括利益累計額合計 | 6,741 | 11,848 |
| 新株予約権 | 5,898 | 14,905 |
| 純資産合計 | 3,009,573 | 2,994,722 |
| 負債純資産合計 | 5,840,407 | 5,724,932 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 売上高 | 8,032,744 | 1 8,287,762 |
| 売上原価 | 5,538,476 | 6,001,422 |
| 売上総利益 | 2,494,268 | 2,286,340 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 1,538,666 | 2 2,177,954 |
| 営業利益 | 955,601 | 108,385 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 19 | 22 |
| 受取手数料 | 7,894 | 120 |
| 保険解約返戻金 | 1,063 | 2,696 |
| その他 | 902 | 909 |
| 営業外収益合計 | 9,880 | 3,749 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11,473 | 12,986 |
| 支払手数料 | 4,536 | 5,119 |
| 為替差損 | 629 | 5,402 |
| 控除対象外消費税等 | 1,808 | - |
| その他 | 1 | 1,033 |
| 営業外費用合計 | 18,449 | 24,542 |
| 経常利益 | 947,032 | 87,592 |
| 特別利益 | | |
| 国庫補助金受贈益 | 1,996 | - |
| 特別利益合計 | 1,996 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産圧縮損 | 1,776 | - |
| 事務所移転費用 | - | 9,664 |
| 特別損失合計 | 1,776 | 9,664 |
| 税金等調整前当期純利益 | 947,252 | 77,928 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 378,478 | 35,219 |
| 法人税等調整額 | 5,897 | 21,592 |
| 法人税等合計 | 372,580 | 56,812 |
| 当期純利益 | 574,672 | 21,116 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 574,672 | 21,116 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 574,672 | 21,116 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,446 | 5,106 |
| その他の包括利益合計 | 1,446 | 5,106 |
| 包括利益 | 576,118 | 26,223 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 576,118 | 26,223 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 548,272 | 528,272 | 865,245 | 1,941,789 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 258,737 | 258,737 | | 517,475 |
| 剰余金の配当 | | | 37,004 | 37,004 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 574,672 | 574,672 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 258,737 | 258,737 | 537,668 | 1,055,144 |
| 当期末残高 | 807,009 | 787,009 | 1,402,914 | 2,996,933 |

（単位：千円）

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|-------------------|-------|-----------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 5,295 | 5,295 | - | 1,947,085 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 517,475 |
| 剰余金の配当 | | | | 37,004 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 574,672 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | 1,446 | 1,446 | 5,898 | 7,344 |
| 当期変動額合計 | 1,446 | 1,446 | 5,898 | 1,062,488 |
| 当期末残高 | 6,741 | 6,741 | 5,898 | 3,009,573 |

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 807,009 | 787,009 | 1,402,914 | 2,996,933 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株予約権の行使 | 51 | 51 | | 102 |
| 剰余金の配当 | | | 50,184 | 50,184 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 21,116 | 21,116 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 51 | 51 | 29,067 | 28,965 |
| 当期末残高 | 807,061 | 787,061 | 1,373,846 | 2,967,968 |

（単位：千円）

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|-------------------|--------|-----------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 6,741 | 6,741 | 5,898 | 3,009,573 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | | 102 |
| 剰余金の配当 | | | | 50,184 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 21,116 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | 5,106 | 5,106 | 9,007 | 14,114 |
| 当期変動額合計 | 5,106 | 5,106 | 9,007 | 14,850 |
| 当期末残高 | 11,848 | 11,848 | 14,905 | 2,994,722 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|---------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 947,252 | 77,928 |
| 減価償却費 | 67,036 | 80,664 |
| のれん償却額 | 48,469 | 64,626 |
| 株式報酬費用 | 5,898 | 9,007 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 5,400 | - |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 8,109 | 42,973 |
| 受取利息 | 19 | 22 |
| 保険解約返戻金 | 1,063 | 2,696 |
| 支払利息 | 11,473 | 12,986 |
| 支払手数料 | 4,536 | 5,119 |
| 国庫補助金受贈益 | 1,996 | - |
| 固定資産圧縮損 | 1,776 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 779,584 | 271,013 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 76,488 | 724,729 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 711,860 | 122,270 |
| 前受金の増減額(は減少) | 20,883 | 25,579 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 108,587 | 206,438 |
| その他 | 115,583 | 8,990 |
| 小計 | 1,339,891 | 313,058 |
| 利息の受取額 | 19 | 22 |
| 利息の支払額 | 11,685 | 12,334 |
| 国庫補助金の受取額 | 1,996 | - |
| 法人税等の支払額 | 76,524 | 508,402 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,253,697 | 207,655 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の純増減額(は増加) | 0 | 0 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 46,749 | 243,590 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 7,667 | 62,822 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 104,625 | 282,029 |
| 合併による支出 | 391,510 | - |
| その他 | 4,861 | 967 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 555,416 | 587,476 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 50,000 | 500,000 |
| 長期借入れによる収入 | - | 400,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 282,244 | 690,517 |
| 株式の発行による収入 | 515,644 | - |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 1,831 | 102 |
| 支払手数料の支払額 | 1,974 | 5,869 |
| 配当金の支払額 | 37,004 | 50,184 |
| その他 | - | 1,311 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 246,253 | 152,220 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 195 | 385 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 944,730 | 642,526 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,193,431 | 2,138,161 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,138,161 | 1,495,635 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

D-RAWRITE INC.

D-RAWRITE d.o.o Beograd

当連結会計年度において、D-RAWRITE d.o.o Beogradは新規設立のため、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

ニ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであります。デザイン事業においては、主にオフィス、商業施設、ビルディング等の内部空間に係るデザイン・設計・施工を行っております。これらのうち、工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づく原価比例法によることとしております。なお、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具の販売、広告企画業務等については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払い要求時点から概ね1ヶ月以内に回収していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、当連結会計年度において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務の発生はなく、一時点で履行業務が充足されるデザイン・設計・施工業務に関する売上高は7,070,798千円であります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法によって償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-----|---------|---------|
| のれん | 274,663 | 210,036 |

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

のれんは過去の企業結合による事業等の取得の結果として発生しており、仮に取得した事業が想定どおりの収益性をもたらさず事業価値の著しい減価がある場合には、減損損失が計上される可能性があります。

のれんを含む固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額または使用価値のいずれが高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

当社グループは、減損の兆候、特に経営環境の著しい悪化の有無を検討するに当たっては、のれん取得時に作成された事業計画(以下、「事業計画」といいます。)と当期実績値とに著しい乖離がなく、また、当該事業計画の将来部分についても著しい下方修正が必要でないことを確認し、減損の兆候はないものと判断しております。事業計画の将来部分の見積りには、経済環境、市場における競合状況等を織り込んだ収益計画などの不確実性が内在しており、リテーナー契約額並びにスポット契約数及び契約額を収益計画の基礎となる主要な指標としております。

当社グループでは、当連結会計年度におけるのれんを含む固定資産については減損の兆候はなく、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候の判定に用いた条件や仮定は不確実性を伴うため、事業環境の変化等により、上記ののれんを含む固定資産に減損の兆候が識別された場合には、翌連結会計年度以降において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を適用し、その他については工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、業務完了時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より契約負債として流動負債「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

1. 前連結会計年度において、「流動資産」に表示しておりました「仕掛品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「原材料及び貯蔵品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「仕掛品」に表示していた97,928千円及び「流動資産」の「その他」に表示していた96,126千円は、「原材料及び貯蔵品」4,764千円及び「その他」189,290千円として組み替えております。

2. 前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた373,289千円は、「未払金」116,093千円、「その他」257,196千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた114,519千円は、「保険解約返戻金」1,063千円、「その他」115,583千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 建物及び構築物 | 187,433千円 | - 千円 |
| 土地 | 577,683 | - |
| 計 | 765,116 | - |

担保付債務は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 39,960千円 | - 千円 |
| 長期借入金 | 500,100 | - |
| 計 | 540,060 | - |

2 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額及びそれらの内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳累計額

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| その他(工具、器具及び備品) | 2,634千円 | 2,634千円 |
| ソフトウェア | 1,776 | 1,776 |
| 計 | 4,410 | 4,410 |

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|----------|---|---|
| 給料及び手当 | 344,755千円 | 437,834千円 |
| 退職給付費用 | 8,820 | 7,024 |
| 賞与引当金繰入額 | 24,356 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,400 | - |
| 広告宣伝費 | 232,886 | 430,765 |

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|------------|---|---|
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 1,446千円 | 5,106千円 |
| その他の包括利益合計 | 1,446 | 5,106 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 9,251,000 | 785,800 | - | 10,036,800 |
| 合計 | 9,251,000 | 785,800 | - | 10,036,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加785,800株は、公募増資による増加591,400株、第三者割当増資185,500株、新株予約権の行使による増加8,900株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|------------------------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第3回ストックオプションとしての新株予約権(2021年5月7日発行) | - | - | - | - | - | 5,898 |
| 合計 | | | - | - | - | - | 5,898 |

(注) 第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2021年3月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 37,004 | 4 | 2020年12月31日 | 2021年3月26日 |

(注) 2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|-------------|------------|
| 2022年3月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 50,184 | 利益剰余金 | 5 | 2021年12月31日 | 2022年3月25日 |

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数（株） | 当連結会計年度増加株式数（株） | 当連結会計年度減少株式数（株） | 当連結会計年度末株式数（株） |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 10,036,800 | 3,200 | - | 10,040,000 |
| 合計 | 10,036,800 | 3,200 | - | 10,040,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加3,200株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|------------------------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第3回ストックオプションとしての新株予約権（2021年5月7日発行） | - | - | - | - | - | 14,905 |
| | 合計 | | - | - | - | - | 14,905 |

（注）第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2022年3月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 50,184 | 5 | 2021年12月31日 | 2022年3月25日 |

（注）2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 50,200 | 利益剰余金 | 5 | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 2,176,965千円 | 1,534,440千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 38,804 | 38,805 |
| 現金及び現金同等物 | 2,138,161 | 1,495,635 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長4年7ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---------------|--------------------|---------|--------|
| (1) 敷金及び保証金 | 219,184 | 219,713 | 529 |
| 資産計 | 219,184 | 219,713 | 529 |
| (1) 長期借入金(2) | 696,902 | 695,642 | 1,259 |
| 負債計 | 696,902 | 695,642 | 1,259 |

(1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2022年12月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---------------|--------------------|---------|--------|
| (1) 敷金及び保証金 | 480,197 | 477,985 | 2,212 |
| 資産計 | 480,197 | 477,985 | 2,212 |
| (1) 長期借入金(2) | 406,385 | 408,511 | 2,126 |
| 負債計 | 406,385 | 408,511 | 2,126 |

(1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,176,965 | - | - | - |
| 売掛金 | 1,903,872 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | - | 219,184 | - | - |
| 合計 | 4,080,838 | 219,184 | - | - |

当連結会計年度（2022年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,534,440 | - | - | - |
| 売掛金 | 2,179,706 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | - | 480,197 | - | - |
| 合計 | 3,714,146 | 480,197 | - | - |

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2021年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 50,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 141,802 | 69,960 | 64,960 | 420,180 | - | - |
| 合計 | 191,802 | 69,960 | 64,960 | 420,180 | - | - |

当連結会計年度（2022年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 550,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 123,336 | 118,336 | 78,048 | 60,000 | 26,665 | - |
| 合計 | 673,336 | 118,336 | 78,048 | 60,000 | 26,665 | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | - | 477,985 | - | 477,985 |
| 資産計 | - | 477,985 | - | 477,985 |
| 長期借入金 | - | 408,511 | - | 408,511 |
| 負債計 | - | 408,511 | - | 408,511 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度 15,672千円であります。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度 16,512千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|------------|---|---|
| 販売費及び一般管理費 | 5,898 | 9,007 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 87名 | 当社従業員 26名 | 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 332,000株 | 普通株式 41,200株 | 普通株式 20,000株 |
| 付与日 | 2018年7月31日 | 2019年9月6日 | 2021年5月7日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 2020年8月1日 至 2028年7月22日 | 自 2021年9月7日 至 2029年8月28日 | 自 2023年5月8日 至 2026年5月7日 |

(注)1 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月15日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | 20,000 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | 20,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 10,800 | 22,300 | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | 3,200 | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 7,600 | 22,300 | - |

(注) 2020年12月15日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------------------|-------------|----------------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 32 (注) 1 | 266 (注) 1、2 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | 497 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | 902 |

(注) 1. 2020年12月15日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 第2回の権利行使価格につきましては、2021年12月6日付の取締役会において決議いたしました、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価額の調整事由に該当したため行使価額を変更いたしました。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 5,187千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 1,552千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 16,594千円 | 2,033千円 |
| 賞与引当金 | 14,934 | - |
| 減価償却超過額 | 17,023 | 18,622 |
| 完成工事補償引当金 | 2,449 | 2,449 |
| 敷金及び保証金 | 5,225 | 9,392 |
| 新株予約権 | 1,806 | 4,564 |
| その他 | 1,639 | 5,084 |
| 繰延税金資産小計 | 59,673 | 38,081 |
| 評価性引当額 | 805 | 805 |
| 繰延税金資産合計 | 58,868 | 37,276 |
| 繰延税金資産の純額 | 58,868 | 37,276 |

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」及び「新株予約権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に表示していた8,671千円は「敷金及び保証金」5,225千円、「新株予約権」1,806千円及び「その他」1,639千円として注記を組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2021年12月31日) | 当連結会計年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.48 | 35.09 |
| 住民税均等割 | 0.40 | 6.53 |
| 留保金課税 | 5.68 | - |
| 海外子会社との実効税率差異 | 0.01 | - |
| その他 | 0.16 | 0.66 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.33 | 72.90 |

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデザイン事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービスの対象領域別に分解した情報は下記のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|--------------------|---|
| オフィス | 4,372,825 |
| 商業施設・都市計画・環境設計・その他 | 3,887,343 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,260,168 |
| その他の収益 | 27,594 |
| 外部顧客への売上高 | 8,287,762 |

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 1,903,872 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 2,179,706 |
| 契約負債(期首残高) | 32,065 |
| 契約負債(期末残高) | 6,485 |

契約負債は、主に工事契約に基づいて、顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32,065千円でありませ

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | オフィス | 商業施設・都市計画・ 環境設計・その他 | 合計 |
|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 5,150,612 | 2,882,131 | 8,032,744 |

(注) 従来「オフィス」「商業施設」「都市計画・環境設計・その他」に区分しておりましたが、当社のデザイン力発揮の現状やその意義に鑑みて、「商業施設」と「都市計画・環境設計・その他」との区分よりも、これらと「オフィス」の区分に視点を添えた運営となってきたこととありますので、この実態に沿ったものとするため、当連結会計年度より、「オフィス」「商業施設・都市計画・環境設計・その他」の区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度においても変更後の区分で記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|----------------|-----------|------------|
| サンフロンティア不動産(株) | 1,318,121 | デザイン事業 |
| PayPayカード(株) | 1,028,246 | デザイン事業 |

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | オフィス | 商業施設・都市計画・ 環境設計・その他 | 合計 |
|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 4,372,825 | 3,914,937 | 8,287,762 |

(注) 従来「オフィス」「商業施設」「都市計画・環境設計・その他」に区分しておりましたが、当社のデザイン力発揮の現状やその意義に鑑みて、「商業施設」と「都市計画・環境設計・その他」との区分よりも、これらと「オフィス」の区分に視点を添えた運営となってきたため、この実態に沿ったものとするため、当連結会計年度より、「オフィス」「商業施設・都市計画・環境設計・その他」の区分に変更しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略してあります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------|---------|------------|
| (有)天特興産 | 840,179 | デザイン事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | 連結財務諸表計上額 |
|--------|---------|---------|-----------|
| | デザイン事業 | 計 | |
| のれん償却額 | 48,469 | 48,469 | 48,469 |
| のれん | 274,663 | 274,663 | 274,663 |

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | 連結財務諸表計上額 |
|--------|---------|---------|-----------|
| | デザイン事業 | 計 | |
| のれん償却額 | 64,626 | 64,626 | 64,626 |
| のれん | 210,036 | 210,036 | 210,036 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 299.27円 | 296.79円 |
| 1株当たり当期純利益 | 61.97円 | 2.10円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 61.67円 | 2.10円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 574,672 | 21,116 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 574,672 | 21,116 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 9,273,658 | 10,038,839 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) (うち、新株予約権(株)) | 44,182 (44,182) | 39,236 (39,236) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|
| 短期借入金 | 50,000 | 550,000 | 0.31 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 141,802 | 123,336 | 0.71 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 555,100 | 283,049 | 0.72 | 2024年1月 ~2027年7月 |
| 合計 | 746,902 | 956,385 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 118,336 | 78,048 | 60,000 | 26,665 |

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|----------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 971,124 | 3,103,577 | 4,169,297 | 8,287,762 |
| 税金等調整前四半期(当期)純利益又は純損失()(千円) | 171,932 | 113,662 | 394,097 | 77,928 |
| 親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は純損失()(千円) | 129,067 | 99,717 | 310,739 | 21,116 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失()(円) | 12.86 | 9.93 | 30.95 | 2.10 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益又は純損失()(円) | 12.86 | 2.92 | 21.02 | 33.06 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,172,912 | 1,524,652 |
| 売掛金 | 1,903,872 | 2,181,611 |
| 商品 | 33,310 | 63,431 |
| 仕掛品 | 97,928 | 42,816 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,764 | 74,558 |
| 前払費用 | 81,481 | 100,586 |
| 未収消費税等 | - | 84,411 |
| 未収還付法人税等 | - | 156,857 |
| その他 | 1,080 | 38,540 |
| 流動資産合計 | 4,295,351 | 4,267,465 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,263,843 | 1,342,732 |
| 構築物 | 1,131,318 | 1,319,912 |
| 工具、器具及び備品 | 252,503 | 2,315,360 |
| 土地 | 1,577,683 | 1,3- |
| 建設仮勘定 | 14,271 | 31,925 |
| 有形固定資産合計 | 909,619 | 608,931 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 274,663 | 210,036 |
| ソフトウェア | 216,658 | 219,113 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 42,108 |
| 無形固定資産合計 | 291,321 | 271,257 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 0 | 39,957 |
| 長期前払費用 | 2,593 | 3,968 |
| 敷金及び保証金 | 217,096 | 470,932 |
| 保険積立金 | 34,280 | 38,866 |
| 繰延税金資産 | 58,868 | 37,276 |
| その他 | 11,240 | 11,392 |
| 投資その他の資産合計 | 324,078 | 602,393 |
| 固定資産合計 | 1,525,020 | 1,482,582 |
| 資産合計 | 5,820,372 | 5,750,048 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 1,281,452 | 1,159,181 |
| 短期借入金 | 50,000 | 550,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,141,802 | 1,412,336 |
| 未払金 | 115,959 | 428,367 |
| 未払費用 | 154,782 | 229,268 |
| 未払法人税等 | 340,962 | 8,983 |
| 未払消費税等 | 119,427 | - |
| 契約負債 | - | 6,485 |
| 前受金 | 32,065 | - |
| 預り金 | 41,414 | 44,991 |
| 賞与引当金 | 42,973 | - |
| 完成工事補償引当金 | 8,000 | 8,000 |
| その他 | 85 | 383 |
| 流動負債合計 | 2,328,924 | 2,558,998 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,555,100 | 1,428,049 |
| その他 | 5,188 | - |
| 固定負債合計 | 560,288 | 283,049 |
| 負債合計 | 2,889,213 | 2,842,047 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 807,009 | 807,061 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 787,009 | 787,061 |
| 資本剰余金合計 | 787,009 | 787,061 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 6,300 | 6,300 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,324,941 | 1,292,673 |
| 利益剰余金合計 | 1,331,241 | 1,298,973 |
| 株主資本合計 | 2,925,261 | 2,893,095 |
| 新株予約権 | 5,898 | 14,905 |
| 純資産合計 | 2,931,159 | 2,908,001 |
| 負債純資産合計 | 5,820,372 | 5,750,048 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 8,032,744 | 8,287,762 |
| 売上原価 | 5,538,476 | 6,001,422 |
| 売上総利益 | 2,494,268 | 2,286,340 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,554,022 | 2,188,745 |
| 営業利益 | 940,245 | 97,594 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 17 | 21 |
| 受取手数料 | 7,894 | 120 |
| 保険解約返戻金 | 1,063 | 2,696 |
| その他 | 1,805 | 1,812 |
| 営業外収益合計 | 10,781 | 4,650 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11,473 | 12,986 |
| 支払手数料 | 4,536 | 5,119 |
| 為替差損 | - | 2,626 |
| 控除対象外消費税等 | 1,808 | - |
| その他 | 1 | 1,033 |
| 営業外費用合計 | 17,820 | 21,766 |
| 経常利益 | 933,207 | 80,478 |
| 特別利益 | | |
| 国庫補助金受贈益 | 1,996 | - |
| 特別利益合計 | 1,996 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産圧縮損 | 1,776 | - |
| 事務所移転費用 | - | 9,664 |
| 特別損失合計 | 1,776 | 9,664 |
| 税引前当期純利益 | 933,427 | 70,814 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 375,433 | 31,306 |
| 法人税等調整額 | 5,897 | 21,592 |
| 法人税等合計 | 369,535 | 52,898 |
| 当期純利益 | 563,892 | 17,915 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | |
|----------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 材料費 | | 1,459,250 | 27.3 | 1,320,036 | 22.6 |
| 労務費 | | 383,264 | 7.2 | 376,496 | 6.5 |
| 経費 | | 3,497,441 | 65.5 | 4,140,194 | 70.9 |
| 計 | | 5,339,956 | 100.0 | 5,836,726 | 100.0 |
| 期首仕掛品棚卸高 | | 178,013 | | 97,928 | |
| 期首商品棚卸高 | | 33,289 | | 33,310 | |
| 商品仕入高 | | 118,456 | | 139,704 | |
| 計 | | 5,669,715 | | 6,107,670 | |
| 期末仕掛品棚卸高 | | 97,928 | | 42,816 | |
| 期末商品棚卸高 | | 33,310 | | 63,431 | |
| 当期売上原価 | | 5,538,476 | | 6,001,422 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 外注加工費(千円) | 3,226,609 | 3,048,719 |
| 地代家賃(千円) | 83,138 | 98,086 |
| 支払手数料(千円) | 57,429 | 116,325 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 株主資本 合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|------------|-------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 548,272 | 528,272 | 528,272 | 6,300 | 798,053 | 804,353 | 1,880,897 | - | 1,880,897 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 258,737 | 258,737 | 258,737 | | | | 517,475 | | 517,475 |
| 剰余金の配当 | | | | | 37,004 | 37,004 | 37,004 | | 37,004 |
| 当期純利益 | | | | | 563,892 | 563,892 | 563,892 | | 563,892 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | 5,898 | 5,898 |
| 当期変動額合計 | 258,737 | 258,737 | 258,737 | - | 526,888 | 526,888 | 1,044,364 | 5,898 | 1,050,262 |
| 当期末残高 | 807,009 | 787,009 | 787,009 | 6,300 | 1,324,941 | 1,331,241 | 2,925,261 | 5,898 | 2,931,159 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 株主資本 合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|------------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 807,009 | 787,009 | 787,009 | 6,300 | 1,324,941 | 1,331,241 | 2,925,261 | 5,898 | 2,931,159 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使 | 51 | 51 | 51 | | | | 102 | | 102 |
| 剰余金の配当 | | | | | 50,184 | 50,184 | 50,184 | | 50,184 |
| 当期純利益 | | | | | 17,915 | 17,915 | 17,915 | | 17,915 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | 9,007 | 9,007 |
| 当期変動額合計 | 51 | 51 | 51 | - | 32,268 | 32,268 | 32,165 | 9,007 | 23,158 |
| 当期末残高 | 807,061 | 787,061 | 787,061 | 6,300 | 1,292,673 | 1,298,973 | 2,893,095 | 14,905 | 2,908,001 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、のれんについては5年間の定額法により償却を行っております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

6. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであります。デザイン事業においては、主にオフィス、商業施設、ビルディング等の内部空間に係るデザイン・設計・施工を行っております。これらのうち、工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づく原価比例法によることとしております。なお、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具の販売、広告企画業務等については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払い要求時点から概ね1ヶ月以内に回収していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、当事業年度において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務の発生はなく、一時点で履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務に関する売上高は7,070,798千円であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(のれんの評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----|---------|---------|
| のれん | 274,663 | 210,036 |

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

のれんは過去の企業結合による事業等の取得の結果として発生しており、仮に取得した事業が想定どおりの収益性をもたらさず事業価値の著しい減価がある場合には、減損損失が計上される可能性があります。

のれんを含む固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当社グループは、減損の兆候、特に経営環境の著しい悪化の有無を検討するにあたっては、のれん取得時に作成された事業計画(以下、「事業計画」といいます。)と当期実績値とに著しい乖離がなく、また、当該事業計画の将来部分についても著しい下方修正が必要でないことを確認し、減損の兆候はないものと判断しております。事業計画の将来部分の見積りには、経済環境、市場における競合状況等を織り込んだ収益計画などの不確実性が内在しており、リテーナー契約額並びにスポット契約数及び契約額を収益計画の基礎となる主要な指標としております。

当社グループでは、当事業年度におけるのれんを含む固定資産については減損の兆候はなく、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候の判定に用いた条件や仮定は不確実性を伴うため、事業環境の変化等により、上記ののれんを含む固定資産に減損の兆候が識別された場合には、翌事業年度以降において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を適用し、その他については工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義

務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、業務完了時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 建物 | 186,115千円 | - 千円 |
| 構築物 | 1,318 | - |
| 土地 | 577,683 | - |
| 計 | 765,116 | - |

担保付債務は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 39,960千円 | - 千円 |
| 長期借入金 | 500,100 | - |
| 計 | 540,060 | - |

2 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額及びそれらの内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳累計額

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 工具、器具及び備品 | 2,634千円 | 2,634千円 |
| ソフトウェア | 1,776 | 1,776 |
| 計 | 4,410 | 4,410 |

3 有形固定資産の保有目的変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部について販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴う振替額は771百万円(土地577百万円、建物184百万円、構築物1百万円、工具、器具及び備品7百万円)であります。

なお、当該資産金額を当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた金額につきましては、売上原価に計上しております。

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額 | - 千円 | 1,700,000千円 |
| 借入実行残高 | - | 500,000 |
| 差引額 | - | 1,200,000 |

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84%、当事業年度79%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|----------|---|---|
| 給料及び手当 | 323,449千円 | 389,835千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 24,356 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,400 | - |
| 減価償却費 | 39,345 | 55,258 |
| 広告宣伝費 | 232,886 | 430,765 |
| 地代家賃 | 142,731 | 241,061 |

(表示方法の変更)

「地代家賃」については金額的重要性が増したため、当事業年度より表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても表示しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は39,957千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 16,594千円 | 2,033千円 |
| 賞与引当金 | 14,934 | - |
| 減価償却超過額 | 17,023 | 18,622 |
| 完成工事補償引当金 | 2,449 | 2,449 |
| 敷金及び保証金 | 5,225 | 9,392 |
| 新株予約権 | 1,806 | 4,564 |
| その他 | 1,639 | 5,084 |
| 繰延税金資産小計 | 59,673 | 38,081 |
| 評価性引当額 | 805 | 805 |
| 繰延税金資産合計 | 58,868 | 37,276 |
| 繰延税金資産の純額 | 58,868 | 37,276 |

(表示方法の変更)

前事業年度において「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」及び「新株予約権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に表示していた8,671千円は「敷金及び保証金」5,225千円、「新株予約権」1,806千円及び「その他」1,639千円として注記を組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.52 | 38.62 |
| 住民税均等割 | 0.40 | 7.19 |
| 留保金課税 | 5.77 | - |
| その他 | 0.28 | 1.73 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.59 | 74.70 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|------------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|---------|---------|
| 有形 固定資産 | 建物 | 263,843 | 387,399 | 180,925 | 45,584 | 424,732 | 166,173 |
| | 構築物 | 1,318 | 2,175 | 1,254 | 327 | 1,912 | 263 |
| | 工具、器具及び備品 | 52,503 | 131,200 | 6,703 | 26,639 | 150,360 | 90,268 |
| | 土地 | 577,683 | - | 577,683 | - | - | - |
| | 建設仮勘定 | 14,271 | 606,681 | 589,028 | - | 31,925 | - |
| | 計 | 909,619 | 1,127,458 | 1,355,594 | 72,551 | 608,931 | 256,704 |
| 無形 固定資産 | のれん | 274,663 | - | - | 64,626 | 210,036 | - |
| | ソフトウェア | 16,658 | 11,148 | - | 8,693 | 19,113 | - |
| | ソフトウェア仮勘定 | - | 42,108 | - | - | 42,108 | - |
| | 計 | 291,321 | 53,256 | - | 73,320 | 271,257 | - |

- (注) 1. 建物の増加の内容は、新オフィス及び「DAFT about DRAFT」フラッグシップストア新設によるものであります。
2. 工具、器具及び備品の増加の内容は、新オフィス及び「DAFT about DRAFT」フラッグシップストア新設によるものであります。
3. 土地の減少の内容は、Record NAKAMEGUROを販売用不動産に用途を変更したことによるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------|--------|-------|--------|-------|
| 賞与引当金 | 42,973 | - | 42,973 | - |
| 完成工事補償引当金 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで | | | | | | |
|---|--|--------|-------|-------------|----------------------|-----------|----------------------|
| 定時株主総会 | 毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内 | | | | | | |
| 基準日 | 毎年12月31日 | | | | | | |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年6月30日 毎年12月31日 | | | | | | |
| 1単元の株式数 | 100株 | | | | | | |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 | | | | | | |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://draft.co.jp/ | | | | | | |
| 株主に対する特典 | <p>毎年12月末日の当社株主名簿に記載または記録された当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主様を対象に、保有株式数に応じて、当社デザインのQUOカードを贈呈いたします。 毎年3月下旬頃にお送りする「定時株主総会決議のご通知」と共に発送を予定しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご所有株式数</th> <th>ご優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単元以上10単元未満</td> <td>1,000円分の当社デザインQUOカード</td> </tr> <tr> <td>10単元以上を保有</td> <td>2,000円分の当社デザインQUOカード</td> </tr> </tbody> </table> | ご所有株式数 | ご優待内容 | 1単元以上10単元未満 | 1,000円分の当社デザインQUOカード | 10単元以上を保有 | 2,000円分の当社デザインQUOカード |
| ご所有株式数 | ご優待内容 | | | | | | |
| 1単元以上10単元未満 | 1,000円分の当社デザインQUOカード | | | | | | |
| 10単元以上を保有 | 2,000円分の当社デザインQUOカード | | | | | | |

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月12日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年11月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年2月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月30日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性 | |
|------------------------------|--------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |

| | |
|--|---|
| <p>(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、株式会社ドラフトは、デザイン・設計・施工業務のうち、工事契約について、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識することとしている。</p> <p>当連結会計年度におけるデザイン・設計・施工業務に関する売上高は、7,070,798千円であり、連結売上高の85.3%を占めている。なお、当連結会計年度において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務の発生はない。</p> <p>一時点で履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務については、完全に履行義務を充足した時点、すなわち、目的物の引渡しの時点において、売上高が計上される。</p> <p>デザイン・設計・施工業務に関する売上高の認識に関して、一時点で履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務については、目的物の引渡しの時点の把握が適切に行われないことにより、不適切な会計期間に売上高が計上されるといった潜在的なリスクが存在する。</p> <p>一時点で履行義務が充足されるデザイン・設計・施工業務の一件当たりの取引価額は比較的多額であり、該当する売上高の計上時期に誤りが生じた場合には、連結財務諸表に与える影響も重要となる可能性が高い。</p> <p>以上から、当監査法人は、デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 デザイン・設計・施工業務に関する売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、営業部門とは独立した管理部門の担当者が、売上高の認識時点と顧客からの引渡完了書の日付を照合し、完全に履行義務を充足した時点での収益認識を確認する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2)デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性の検討 デザイン・設計・施工業務に関する売上高が適切な会計期間に認識されているかどうかを検討するため、以下を含む手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末月に完全に履行義務を充足したデザイン・設計・施工業務のうち、金額的重要性を踏まえて抽出したデザイン・設計・施工業務について、契約書等、引渡完了書及び竣工写真を閲覧したほか、入金の実事を確認した。特に金額的重要性の高いデザイン・設計・施工業務については、さらに、引渡し現場の視察を行った。 ・期末月に完全に履行義務を充足したデザイン・設計・施工業務のうち、金額的重要性があり、通常の回収サイト(引渡し月の翌月末)を超えて入金する予定のデザイン・設計・施工業務を抽出し、契約書等を閲覧し、契約当初から引渡し月の翌月末を超えて入金予定であったことを確認した。さらに、引渡し現場の視察を行った。 |
|--|---|

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ドラフトの2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ドラフトが2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフトの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「デザイン・設計・施工業務に関する売上高の期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。